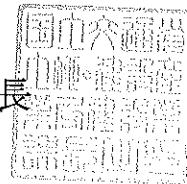


国土建第360号
平成24年3月30日

(社) 日本グラウト協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



東日本大震災に伴う公共工事の前金払の特例の継続等について（通知）

東日本大震災の被災地域における公共工事の円滑かつ適正な施工の確保を図るため、被災地域における前金払の特例を継続すること等につき、別添1のとおり国土交通大臣と財務大臣との間に協議が整い、別添2のとおり各保証事業会社社長あてに、別添3のとおり地方公共団体主管部局長等あてに、それぞれ通知しましたので、お知らせします。

貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対しても、周知方お願いします。

別添 1

国官会第3250号
平成24年3月30日

土地・建設産業局長 殿

国土交通省大臣官房会計課長
(公印省略)

土地等の買収代金並びに公共工事の代価の前金払
及び中間前金払について(通知)

標記について、別紙(1)及び別紙(2)のとおり財務大臣と
協議が成立したので、通知する。

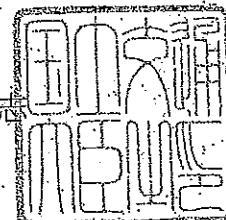
別紙(1)及び別紙(2)のうち
土地等の買収代金関係は省略

別紙(1)

国官会第3246号
平成24年3月22日

財務大臣 殿

国土交通大臣
前田武志



公共工事の代価の前金払について

平成24年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、下記に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

記

範 囲	割 合
(工 事) 1件の請負代価が300万円以上の土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の10分の4(被災地域において行われるものについては10分の5)以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の5(被災地域において行われるものについては10分の6)以内。
(設計又は調査) 1件の請負代価が300万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の10分の3(被災地域において行われるものについては10分の4)以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4(被災地域において行われるものについては10分の5)以内。
(測 量) 1件の請負代価が200万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の10分の3(被災地域において行われるものについては10分の4)以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4(被災地域において行われるものについては10分の5)以内。
(機械類の製造) 契約価格が3,000万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類(本項中「工事用機械類」という。)の製造に必要な経費(契約価格が3,000万円未満であっても、当該契約中に単価1,000万円以上で、納入までに3か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。)。	製造代価の10分の3(被災地域において行われるものについては10分の4)以内。

(注) 被災地域とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）をいう。

(参考) 平成23年4月20日現在における災害救助法適用市町村

- ・岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村
- ・青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部の市町村^(※)

(※) 青森県：八戸市、上北郡おいらせ町

・茨城県：水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町

・栃木県：宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町

・千葉県：旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

・長野県：下水内郡栄村

・新潟県：十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

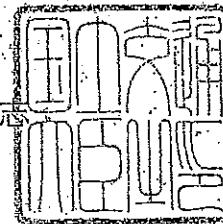


別紙(1)

国官会第3247号
平成24年3月22日

財務大臣 殿

国土交通大臣
前田武志



公共工事の代価の中間前金払について

平成24年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲及び割合については、下記に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

記

範 围	割 合	支 払 の 条 件
1 件の請負代価が 1, 000 万円以上で、かつ、工期が 150 日以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）（ただし、被災地域において行われる工事については 1 件の請負代価が 300 万円以上のものとする。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の 10 分の 2 以内。	(1) 工期の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 (2) 工事の進捗額が当該契約額の 2 分の 1 以上であること。

(注) 被災地域とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）をいう。

(参考) 平成 23 年 4 月 20 日現在における災害救助法適用市町村

- ・ 岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村
 - ・ 青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部の市町村^(※)
- (※) 青森県：八戸市、上北郡おいらせ町
 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町
 栃木県：宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
 千葉県：旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市
 長野県：下水内郡栄村
 新潟県：十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

別紙(2)

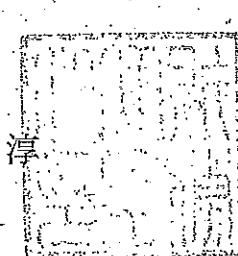


財計第801号
平成24年3月30日

國土交通大臣 殿

財務大臣

安住



公共工事の代価の前金払について

平成24年3月22日付国官会第3246号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

別紙(2)

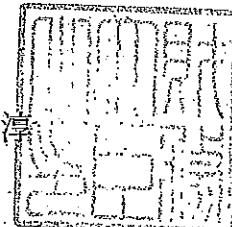


財計第803号
平成24年3月30日

国土交通大臣 殿

財務大臣

安住



公共工事の代価の中間前金払について

平成24年3月22日付国官会第3247号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

別添2

国土建第358号
平成24年3月30日

各保証事業会社社長宛

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の前金払及び
東日本大震災に伴うその特例の継続について（通知）

平成24年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第4条の規定に基づく協議が整い、東日本大震災の被災地域における特例が継続されることとなりました。

これを受け、下記のとおり取り扱うこととしますので、適切に対応されるようよろしくお願いします。

また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及びその特例についても、引き続き、適切に対応されるようよろしくお願いします。

記

東日本大震災の被災地域における特例の対象となる公共工事は、次のとおりとする。

- (1) 平成23年4月22日から平成25年3月31日までに、新たに請負契約を締結した公共工事
- (2) 平成23年3月12日（東日本大震災発生日の翌日）以後に新

たに請負契約を締結した公共工事であって、平成23年4月22

日から平成25年3月31日までに変更契約を締結したもの

※施工される区域が災害救助法適用市町村の区域（東京都の区域を除く。）とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

別添3

国土建第359号
平成24年3月30日

各都道府県主管部局長あて
(契約担当課・建設業所管課扱い)
各政令指定都市主管部局長あて
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の前金払及び
東日本大震災に伴うその特例の継続について（通知）

平成24年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添1のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第4条の規定に基づく協議が整い、東日本大震災の被災地域における特例が継続されることになったことから、別添2のとおり取り扱うこととしましたので、参考にされたく通知します。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及びその特例の適切な運用については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成23年8月25日付け總行行第126号・国土入企第14号）により、総務大臣及び国土交通大臣の連名で、「国土交通省直轄事業においては請負代金額の4割（東日本大震災の被災地にあっては5割）を支払対象としていることも踏まえ、材料費等として必要な経費の支弁を円滑化するため、適切な運用を図ること。また、上記の前払金に追加して支払う前払金（中間前払金）についても、材料費等の2割を超えない範囲において

認められており、適切な対応を図ること。」を要請しているところです。
地域の建設業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、建設企業の資金繰りの円滑化及びこれを通じた被災地域その他の地域における円滑かつ適正な施工の確保を図るため、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、各保証事業会社社長に対し、本特例に係る適切な対応について、別添3のとおり通知していますのでお知らせします。

都道府県におかれましては、貴管内の市区町村に対しても、周知をよろしくお願いします。